

バンドル・ディスカウントに関する検討会（第2回）議事要旨

- 1 日時 平成28年9月5日（月）14：00～15：30
- 2 場所 中央合同庁舎6号館B棟16階公正取引委員会経済取引局第1会議室
- 3 検討会委員 第1回資料参照
- 4 議事次第 ①米国における判例等の状況について
②バンドル・ディスカウントに関する経済学上の論点
- 5 議事概要

(1) 冒頭、木尾経済調査室長から議事次第の説明があり、早川委員から別紙1に沿って米国における判例等の状況について説明がなされた後、事務局からバンドル・ディスカウントに関する経済学上の論点について説明を行った。

(2) 「米国における判例等の状況について」における議論の概要は次のとおり。

- セット割は価格競争の一種であり、基本的に望ましいものと考えられるため、過剰規制にならないよう留意が必要。どのようなセット割であれば反競争的効果が生じるのかについて一定の考え方を示したい。
- DAテストを満たした場合に直ちに独占禁止法上問題があるとはいえないのではないか。米国判例の考え方をそのまま日本で用いることが適当なのかという疑問もある。また、米国における民事裁判でセット割が問題となる場合、賠償金が高額になるため、被告企業の価格設定がDAテストを満たしてしまう場合に正当理由の立証責任が被告企業が負うことになる状況は、価格競争を萎縮させる可能性がある。
- 複数の事業者が並列的にバンドルを実施することで、お互いに単品価格を下げないという事業者間の協調の温床となるおそれもある。
- 抱き合わせの問題として、「価格差別による消費者厚生への害」（別紙1 5頁）を挙げているが、必ずしも消費者全員が損をするという意味ではなく、損をする人もいるが得をする人もいて、全体として消費者側に害が生じている状態を指す。
- 抱き合わせによる「競争者に対する排除効果」（同5頁）と「価格差別による消費者厚生への害」は、基本的には、直接の因果関係はない。シャーマン法2条違反を考える場合、米国では排除効果のみを問題としている。シャ

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局経済調査室
電話	03-3581-5480（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

一マン法1条違反を考える場合でも、価格差別による消費者厚生への害は考慮すべきでないとするのが多数説である。米国で、抱き合わせがコスト割れを要件とせずに原則違法となるのも、排除効果を重要視しているものとみることでもあるのではないか。また、経済学的アプローチで考えれば、二つの効果を同じ単位で定量的に評価することによって、全体としての効果を評価することは理論的には可能。

- 日本とアメリカで抱き合わせの捉え方に違いもある。日本では単にセットで一つずつ購入させることを想定しがちだが、米国で頻繁に問題になり、また、クレイトン法3条の文言が典型的に想定している抱き合わせは、例えば、ハードと消耗品（例：プリンターとインク）について、買主が必要とする消耗品の全てを今後は売主からのみ購入する（競争者からは購入しない）という条件の下にハードを販売する行為である。

(3) 「バンドル・ディスカウントに関する経済学上の論点」における議論の概要は次のとおり。

- 別紙2の第1の参考ケースについて、消費者の選好が均一（全員が消費者B）であれば問題は生じないとも考えられるが、バンドルを議論する際には、異なる選好を有する消費者が存在していることを前提とすることが通常である。

6 今後のスケジュール等について

- 検討会は全4～5回を予定。
- 次回（第3回）検討会は、9月20日に開催予定。事務局において作成する最終報告書骨子案について議論を行う予定。

以上

（文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。）